

## ○放送法第31条1項（経営委員の任命）

委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることがで  
き、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同  
意を得て、内閣総理大臣が任命する。この場合において、  
その選任については、教育、文化、科学、産業その他の  
各分野及び全国各地方が公平に代表されることを考慮し  
なければならない。

## ○放送法第36条1項（経営委員の罷免）

内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行  
ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反  
その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、  
両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(以下省略)

新(再)・現任者 委員会等名	新任 再任	就任予定者				勤務形態 (任命権者)	現任者		
		氏名	年齢	現(前)職	任期		氏名	現(前)職	就任状況(任期満了日)
電気通信紛争処理委員会委員	新任	なかやま たかお <b>中山 隆夫</b>	65	元福岡高等裁判所長官	3年	非常勤 (総務大臣)	さかにわ こういち <b>坂庭 好一</b> (65)	東京工業大学大学院理工学研究科教授	2期目 6年 (H19.11.30~25.12.2)
	再任	あらかわ かおる <b>荒川 薫</b>	56	明治大学総合数理学部教授	3年		あらかわ かおる <b>荒川 薫</b>		1期目 8月 (H25.4.1~25.12.2)
	新任	おの たけみ <b>小野 武美</b>	57	東京経済大学経営学部教授	3年		おばた ひろし <b>尾畠 裕</b> (55)	一橋大学大学院商学研究科教授	2期目 6年 (H19.11.30~25.12.2)
	新任	ひらさわ いくこ <b>平沢 郁子</b>	59	弁護士 アレグレット法律事務所パートナー弁護士	3年		ふちがみ れいこ <b>渕上 玲子</b> (59)	弁護士 日比谷見附法律事務所 パートナー弁護士	2期目 6年 (H19.11.30~25.12.2)
	再任	やまもと かずひこ <b>山本 和彦</b>	52	一橋大学大学院法学研究科教授	3年		やまもと かずひこ <b>山本 和彦</b>		1期目 3年 (H22.12.3~25.12.2)
	再任	まえだ ただあき <b>前田 忠昭</b>	67	東京瓦斯(株)顧問	3年		まえだ ただあき <b>前田 忠昭</b>		1期目 3年 (H22.12.25~25.12.24)
電波監理審議会委員	新任	はせがわ みちこ <b>長谷川 三千子</b>	67	哲学者、評論家 元埼玉大学教養学部教授	3年	常勤→非常勤 (内閣総理大臣)	いばら みちよ <b>井原 理代</b> (68)	元香川大学大学院地域マネジメント研究科教授	2期目 6年 (H19.12.11~25.12.10)
	再任	いしはら すすむ <b>石原 進</b>	68	九州旅客鉄道(株)取締役会長	3年		いしはら すすむ <b>石原 進</b>		1期目 3年 (H22.12.11~25.12.10)
	新任	なかじま なおまさ <b>中島 尚正</b>	72	(学)海陽学園海陽中等教育学校長	3年		おおたき せいいち <b>大滝 精一</b> (61)	東北大学大学院経済学研究科長・教授	2期目 6年 (H19.12.11~25.12.10)
	新任	ひやくた なおき <b>百田 尚樹</b>	57	小説家、放送作家	3年※3		<b>欠員</b> (前任者:作田 久男(68) オムロン(株)特別顧問 H24.3.1~25.9.3)※4		
	新任	ほんだ かつひこ <b>本田 勝彦</b>	71	日本たばこ産業(株)顧問	3年※5		<b>欠員</b> (前任者:松下 格(66) 日本ガイシ(株)顧問 H24.3.1~25.8.13)※6		

※3 百田氏の任期は、前任者である作田委員の残任期間である平成27年2月28日までとなる。

※4 作田委員は平成25年9月3日付け辞職。

※5 本田氏の任期は、前任者である松下委員の残任期間である平成27年2月28日までとなる。

※6 松下委員は平成25年8月13日付け辞職。

出典:政府資料  
平成26年4月28日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

## 2 事業計画の重点事項

### 事業運営計画

#### 公共

##### (1) 安全・安心を守るなど公共放送の機能を強化するとともに、東日本大震災からの復興を支援

- ① 災害対応のための放送実施体制の充実
- ② 地域の安全・安心に役立つ情報提供
- ③ 東日本大震災からの復興を支援する番組の制作
- ④ 災害の映像・証言を歴史的資料として記録し保存・活用

#### 信頼

##### (2) 世界に通用する質の高い番組や、日本、そして地域の発展につながる放送・サービスの充実

- ① 正確・迅速で公平・公正な報道、多様で質の高い番組
- ② 国際展開を見据えた大型番組の制作によるNHKのブランド力の向上
- ③ NHKワールドTVの基本編成を4時間枠から6時間枠に拡大するなど国際放送の充実・強化
- ④ 地域の再生、地域活性化への貢献
- ⑤ 2014FIFAワールドカップ ブラジル、放送開始90周年関連番組の放送

## 長谷川三千子氏 発言

出典：平成26年3月12日参議院予算委員会提出資料より小西洋之事務所作成  
平成26年4月28日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

# 日本国憲法は全くめちゃくちゃな憲法なのです。

(2013年4月30日産経新聞朝刊)

日本国憲法というものが日本の近代史における最大の汚点であることをはっきりと見つめ、そこに盛り込まれた民主主義イデオロギーの虚構をあばき、われわれの「建国ノ体」にもとづく憲法をしっかり作り直すこと——地味なようでも、これ以外の正道はないだろうと思っています。

(長谷川三千子他『激論 日本の民主主義に将来はあるか』)

出典：2013年4月30日産経新聞朝刊・長谷川三千子他『激論 日本の民主主義に将来はあるか』株式会社海竜社(2012)より小西洋之事務所作成  
平成26年3月12日参議院予算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

# 長谷川三千子氏の主張

## 三 大日本帝国憲法の性格

…帝国憲法における国民の自由の保障は、少なくとも、アメリカの憲法におけるのと大差ない水準のものなのであつた…。

## 四 改正の要がなかつた大日本帝国憲法

「第二十九条 日本臣民は法律ノ範囲内ニ於テ言論…ノ自由ヲ有ス」

…帝国憲法の自由の保障は不充分であり改正の必要がある、と言ふならば、占領者たちは自國の憲法の方をまづ改正する必要がある…。

合衆国憲法では、「言論…ノ自由」については、…それを間接的に保障する…お粗末な一条<sup>(注1)</sup>があるにすぎない…。

…合衆国憲法修正第四条、五条…と、帝国憲法の第二十二条から第二十七条までを較べてみても、…帝国憲法の人権規定は少しも見劣りするものではない。<sup>(注2)</sup>

(注1) 合衆国憲法 修正第一条

(注2)

- 帝国憲法 第二十三条 法律の留保等のもとでの逮捕・監禁等の制限
- 合衆国憲法 修正第五条 適正手続等の「人権保障規定」

## 長谷川三千子氏の追悼文全文

2014年2月5日21時03分

神にささげるお供へもののはほとんどすべては、人間がもらつても嬉しいものばかりである。上等の御神酒（おみき）は言ふに及ばず、海山の幸やお菓子の類……。或（あ）るとき神社の奉納のお祭りをごく真近（まぢか）で拝見する機会があつたとき、ちやうどお昼を食べそこねて空腹で、目の前を運ばれゆくお供物に思はず腹が鳴つて恥ずかしかつた記憶がある。あゝ、さぞや神さまも美味（おい）しく召上るだらうなあ、と思つたものである。

しかし神にささげることはできても、人間に供することは決してできないものがある。自らの命である。よく陳腐な口説き文句に「君のためには命をささげる」などといふセリフがあるが、言ふ者も聞く者も、そんなセリフを文字通りに信じはしない。もしも本当にさう言つて、女の前で割腹自殺する男がゐたら、（よほどの毒婦でないかぎり）喜ぶ女はゐないであらう。下手をしたら、精神的打撃をかうむつたと言つて遺族に賠償を請求するかも知れない。人間は、人の死をささげられても、受け取ることができないのである。

人間が自らの死をささげることができるのは、神に対してのみである。そして、もしもそれが本当に正しくささげられれば、それ以上の奉納はありえない。それは絶対の祭りとも言ふべきものである。

野村秋介氏が二十年前、朝日新聞東京本社で自裁をとげたとき、彼は決して朝日新聞のために死んだりしたのではなかつた。彼らほど、人の死を受け取る資格に欠けた人々はゐない。人間が自らの命をもつて神と対話することができるなどといふことを露ほども信じてゐない連中の目の前で、野村秋介は神にその死をささげたのである。

「すめらみこと　いやさか」と彼が三回唱えたとき、彼がそこに呼び出したのは、日本の神々の遠い子孫であられると同時に、自らも現御神（あきつみかみ）であられる天皇陛下であつた。そしてそのとき、たとへその一瞬のことではあれ、わが国の今上陛下は（「人間宣言」が何と言はうと、日本国憲法が何と言はうと）ふたたび現御神となられたのである。

野村秋介氏の死を追悼することの意味はそこにある。と私は思ふ。そして、それ以外のところにはない、と思つてゐる。

（仮名遣いは原文のまま）

出典：2014年2月5日朝日新聞デジタルより小西洋之事務所作成  
平成26年3月12日参議院予算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

出典：平成26年3月12日参議院予算委員会提出資料より小西洋之事務所作成  
平成26年4月28日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

出典：平成 26 年 2 月 19 日参議院総務委員会提出資料より小西洋之事務所作成  
平成 26 年 4 月 28 日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

## ●経営委員会後の委員長記者ブリーフィング発言要旨

平成26年2月12日(水)(第1207回)浜田委員長、上村代行

### 【委員長報告】

(浜田委員長)

- 最初に、2月9日で任期満了となった、副会長の任命の同意について審議を行った。糸井会長より次期副会長として「堂元光(どうもとひかる)」氏を任命する案について、推薦理由、経歴の説明があり、あわせて、今後の人事構想についての説明もあった。経営委員会では、NHKにおいても要職を歴任し、地方での経験もあることなどから、糸井会長を補佐する副会長にふさわしい方だと判断し、同意することを議決した。

任期は2月12日から3年間。

- また、会長から提出された2人の専務理事の人事案についても審議し、以下の2人の再任に同意することを議決した。任期は2月18日から2年間。

2人は、

- 塙田 祐之 (つかだ ひろゆき)氏 再任
- 吉国 浩二 (よしくに こうじ)氏 再任

- 来年度初回となる「視聴者のみなさまと語る会」を、4月19日(土)に、佐賀放送局で開催することを決定した。

- 続いて、昨今、報道等でとりあげられている経営委員による個人の発言・行動について、意見交換を行った。まず、発言の真意について、それぞれの委員から説明をいただいた。

長谷川委員からは「経営委員としての私の信条」として以下のようない説明があった。

「NHKが真の意味での公共放送としての役割を果たすことができるようにお手伝い」するための基本姿勢は「常に根本からものごとを考える」ということ。常に根本からものごとを考えて是々非々の判断をし、その論議において、常に反対意見にも耳を傾け、まつとうな議論を心がけたい。これが研究、執筆活動における基本姿勢だが、その結果として、ほとんどの場合、私のたどり着く先は、常識的な公式見解と一致しない。しかし、むしろそのような「常識を疑つてみる目」というものが、公平、公正、自律を旨とするNHKの経営委員会のお役に立つに違いない、と信じ、放送にも経営にも全くの素人である私が、NHK経営委員をお引き受けした。

また、一部報道のあった、追悼文の記事については、「現実の政治・社会的立場と、日本精神史の、二つの違う次元の話が混同されているという、行き違いがある」という説明があった。

# 経営委員会とは

経営委員会の仕事

(平成20年4月1日施行)

(平成23年6月30日改正)

## 経営委員会委員の服務に関する準則 (抜粋)

### (総則)

第1条 この準則は、放送法第62条に基づき、日本放送協会の経営委員会委員が、公共放送の使命と社会的責任を深く自覚し、高い倫理観を持って職務を適切に執行するために必要な服務に関する事項を定めたものである。

### (服務基準)

第2条 経営委員会委員は、放送が公正、不偏不党な立場に立って国民文化の向上と健全な民主主義の発達に資するとともに、国民に最大の効用と福祉とをもたらすべき使命を負うものであることを自覚して、誠実にその職責を果たさなければならない。

### (職務専念義務)

第3条 経営委員会委員は、公共放送を支える受信料の重みを深く認識し、職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。

### (忠実義務)

第4条 経営委員会委員は、放送法その他の法令および定款を遵守し、日本放送協会のため忠実にその職務を行わなければならない。

### (信用失墜行為の禁止)

第5条 経営委員会委員は、日本放送協会の名誉や信用を損なうような行為をしてはならない。

### (機密保持)

第6条 経営委員会委員は、職務上知ることのできた機密(個人情報を含む)を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

出典：平成26年2月19日参議院総務委員会提出資料より小西洋之事務所作成  
平成26年4月28日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

### (情報の私的利用の禁止) (以下略)

2014年2月19日 参議院総務委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

出典：NHKホームページより（下線は小西事務所追記）